

熊本大学法学部・武夫原会共催シンポジウム

## 「熊本地震が提起する法的・政策的課題」

熊本大学法学部

岡田 行雄

司会（諏佐） ただいまより熊本大学法学部及び武夫原会が共に主催いたしますシンポジウム、「熊本地震が提起する法的・政策的課題」を始めさせていただきます。私は本日の司会を務めます、法学部の諏佐と申します。

それでは、開会に先立ち、法学部長の深町公信よりご挨拶申し上げます。

深町 皆さん、こんにちは。きょうはお集まりいただき、ありがとうございます。熊本地震が起きて九カ月余りたちました。街はやっと平常に戻ったように見えますが、まだまだ以前の生

活に戻れないでいる被災者の方々もたくさんおられます。震災が起きた当初いち早く駆けつけ、立ち上がりましたのは若い学生たちでした。私は、一回目の揺れが起きてすぐに大学に駆けつけましたが、すでに多くの学生の皆さんが体育館に集まり、避難所の設営を始めていました。

その中でも率先して働いていたのが、法学部の公認サークルである志法会のパーカーを着た学生たちでした。そのパーカーを見て、避難してきた他学部の学生たちが、「法学部、すげえ」という声を上げているのを聞き、私はこの学部で教えていて本当に幸せだと誇らしく思いました。その後も避難してこられた

周辺住民の方々の世話を献身的に行ってくれましたし、そのうちの何人かはすぐ後の六月に公務員試験の受験を控えていて、いちばん勉強しなければいけない時であったにもかかわらず、熊大の避難所が終わった後もさまざまな場所でボランティアとして活動してくれました。地震という不幸な災害の中で、見た目はダサくて地味だけど、誠実でまじめな熊大法学部生のいちばんいい面を見たと思います。

翻って法学部として、私たち教員には何ができるかということも考え抜いてきました。その中で得られた結論は、法学部のミッションである法学及び公共政策学の視点から、この地震の教訓を学び取り、問題点とその解決策をしつかりと社会に提示していくことです。研究者としての立場であり、被災者としての立場にもある熊本大学の教員は、被災地の生の実情をいちばん知っていますから、地震直後から生じてきたさまざまな問題を、しっかりとこの目で見て自分たちの研究テーマに照らし合わせて、必要な提言を行っていく社会的責任があると思います。そのような考えをまとめようとしていたとき、折よく代表的な法学の雑誌として定評がある「法学セミナー」から、本学部の教員で熊本地震についての法的問題点を検討する連載をやらないかという提案を、きょうのシンポジウムのコーディネーターである岡田教授を通していただきました。連載の人選をほぼほぼえ、連載を通じて持っておくべき共通した認識をまとめなければいけないと思っていた矢先に、今度は法学部の同窓会である

武夫原会から、学部として講演会か何かの催し物をやらないかという話をいただきました。

そのときに、きょうのシンポジウムの案がすぐに出てきました。と申しますのも、この後、基調講演でお話しいただく村田信一さんは、地震の直前に武夫原会の会長に就任しておられましたが、以前から地味ながらまじめで誠実なお人柄で熊本県の副知事として、県庁職員をはじめとして周りの人たちの尊敬を集め、熊本県の持つている問題を解決しておられる手腕をお持ちの方です。熊大法学部生の大先輩として私がいちばん尊敬している方でしたので、村田さんには学生の皆さんにぜひ一回お話をしていただきたいと思っていたところでした。しかも村田さんは、副知事の任期を数日後に終えようとされていた、ちょうどそのときに地震が起きてしまったために任期を延長して、熊本県の地震対応の陣頭指揮を執らざるを得なかったというご経験をお持ちです。

パネラーとしてご参加いただく松村尚美さんは、弁護士として積極的に被災者から相談を受けられ、現行制度では助けようにも助けられなかったり、あるいは制度があるばかりに、かえって復興の邪魔をすることを実務家の立場で目の当たりにされています。そのような問題点の指摘を受け、われわれ教員はどう受け止めるかという答えを出す側として、法学部で行政法を担当している大脇准教授と政治学を担当している鈴木木教授にも、パネラーとして参加してもらいます。

地震発生直後の記憶は時がたつにつれ、だんだんと薄れかねません。まだ生々しい地震の記憶が、私たちの頭の中に残っている今、実務家のご経験から得られた問題を、ご指摘いただき、これからの私たちの研究に反映していくには、いちはばいい時期ではないかと思えます。

震災のときにボランティアとして働いていた諸君を思い出すにつけ、この学部には脈々と流れている善良な人間の伝統を感じます。村田さんをはじめとして同窓会の武夫原会の先輩方には、そのような方がたくさんおられることを私は知っています。これからも第二、第三の村田先輩がきつと出てきて、いろいろな立場で、見えないところで社会をしつかりと支え、社会が不可欠と思うような人間が出てくると信じています。法学部は武夫原会と協力しながら、学生の皆さんが善良で有為な人間として育つていくためのサポートを、これからいろいろな形でやっていこうと思えます。

また、研究を通じて教員が培ってきた知見を社会に発信していこうと思えます。今日のシンポジウムが熊本地震を経験したわれわれの将来進むべき方向性を確認できる機会になることを期待して、私からのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

**司会** それでは、この後シンポジウムを始めていきます。シンポジウムは先ほど法学部長より話がありましたとおり、先に

村田信一さまより基調講演をいただき、その後、休憩をはさんでパネルディスカッションに入ることになります。

基調講演を村田様をお願いいたします前に、まず簡単に村田さまのご略歴を紹介申し上げます。村田信一様は熊本県立済々黈高校をご卒業ののち、熊本大学法文学部に入学され、その後御卒業されて熊本県庁に入庁されました。熊本県庁では各種の要職をご歴任ののち、昨年6月に熊本県副知事を最後にご退職になられました。現在は熊本空港ビルディング社長をお務めです。いらつしゃいます。

それでは村田信一様、よろしくお願いいたします。

**村田** 改めまして皆さま、こんにちは。ご紹介をいただきました村田です。ここに出るのが恥ずかしい程のご紹介をいただきました。基調講演になるかどうか不安で恐縮ですが、少しお時間をいただきましたと思います。

いま話がありましたように、私がこの大学を卒業したのは四年前の一九七三年です。学生の皆さんは当然生まれましていらつしゃらないところです。当時は全共闘時代と言われ、全国で大学紛争が吹き荒れていました。今は耐震構造をして非常にきれいな建物になっていますが、当時は少し小ぶりの構造の建物で、この建物も学生により封鎖され、中に入れない状態。入学試験もここではできずに、結局、とてももなく寒い五高記念館であり、五高生が座つたであろう、あの机、椅子で試験を受けまし

た。「えらいところに来たなあ」と思いながら入学したのが昭和四四年、もう五〇年近く前になります。

この会場には、本学の石橋先生がおみえですが、中学時代の同級生です。全国で大学紛争が激しいときで、後にも先にも大の試験がなかったときでした。「東大に行けずに熊大に来ました」と一生涯冗談を言っていてやろうと、今日に至っています(笑)。卒業後、県庁に入り、いろいろな仕事をしました。部長のときに水俣病にも関わることになり、通算一〇年、水俣病に関わってきました。また、副知事を七年間務めることになり、去年三月の知事選挙で副知事を退く予定でしたが、四月一四、一六日の熊本地震で約二か月間、地震の緊急対応を行うことになりました。地獄の二カ月と呼んでいます。

その後、空港ビルのほうにいますが、空港ビルも相当被災をしています。実は、あのビルの国際線、国内線を建て直すことになり、いま本当に体が足りないような状況です。この学校で学んだ者がそういう仕事をしていることを、ご記憶いただけるだけでもありがたいと思います。

ここで、武夫原会という同窓会の紹介を少ししておきたいと思います。同窓会ですから卒業生の交流なり、親睦なりをするということですが、東京や大阪等あちこちに支部ができています。今日の出席者の中で、お一人だけご紹介します。東京の会長の神崎さんです。皆さんも東京に行かれるときはいろいろご相談されると、面倒見のいい方ですよ(笑)。

今回、同窓会活動の中で母校のために少しでもお手伝いになればということで、学部長先生と協議させていただき、このシンポを法学部と武夫原会の共催により、初めて企画させていただきました。武夫原会という顔が全く見えない中で、皆さん方には終身会費を負担していただいています。そういう意味では、皆さん方からいただいたお金も含め、こういう機会に使わせていただいています。また、会員は大学の基金への寄付とか、母校の今回の災害の寄付にも動いてもらっています。卒業された時点には、皆さんとまた関わりを持ってはありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地震の話の前に学生の皆さんに、私が熊本大学法文学部法学科で学んだときの反省点を一つお話ししたいと思います。実は、行政に入り、裁判も数多く抱え込みました。法律は生き物で、一八〇度違う解釈ができます。文章でかつちり書いてあるようだけれども、違う解釈ができる。裁判で争っても上級審と下級審の判断では全く逆の結論が出てしまうことがあるし、また、同じ地裁レベルでも判断が異なったりすることがあります。さらに、上訴することに政治の要素が入るときは、同じ案件でも異なる判決が確定してしまうこともあります。現場では翻弄され、非常に困惑することが多々ありました。

このように法律は固定的な無機質なものではないことを実感する中で、学生のころのことを振り返ってみると、多数説や通説の解釈あたりを中心に勉強して、それを覚えるのがやっとだった

たなと思えます。このことも大事ですが、もっと突っ込んで、法律の理念、もっと言うと哲学、人生観、人間とは何か、真理とは何かとか、青臭いことでも思考しながら、自分なりの解釈をできれば、当時の答案なども違ったのではないかという反省があります。皆さん方は勉強される際に、そういう意味での突っ込んだ法律の解釈を自由に頭の中で巡らせるというのがいいのではないかと思います、老婆心ながらあえて申し上げます。

さて、地震の話に入りたいと思います。法律あるいは政策学的ということ、私の話がそれにピッタリ合うかどうかわかりませんが、どちらかというと特に発災直後は、法律は足かせにこそなれ、無縁のものという感じがしてなりません。どちらかというところかと思えます。備えあれば患いなしと言いますが、備えていても被災する現実があります。

また、災害の種類で、その被災の程度が全く異なります。今回は地震でしたが、これが台風となると、また違います。例えば生活面を比べてみると、今回は水とガスが止まりましたが、台風の場合はどちらかという電気が止まります。そういう意味で、今回のことがイコール次の災害に、必ずしも完璧に符合するわけではない。そういう災害の難しさの中で、非常に臨機応変な緊急避難的な対応が求められました。

そのような中で、行政の側におりますと、問題点を指摘されることが多く、非常に沈むことが多々あります。行政の立場は

わりとたたかれやすいものですから、自虐的というよりは自分を慰める意味を込めて、ここでは褒めることをやってみようかと思えます。

というのは、二つのアプローチがあります。一つは失敗例や問題点を、課題として表面化させるやり方。もう一つは、成功例としてうまくいった点を評価するやり方。そういうアプローチから見るとどうなのか。良かった点、幸運だった点、成功した点を評価する。それをなぜ評価するかというと、それができなかったときは、それはまさに課題になります。幸いに今回はできたから問題化しなかった。そういう意味で、失敗例と成功例はまさに裏腹の関係にあると思います。いくつか事例をお話ししてみたいと思います。

最初の仕事として大きいのは救急救命、まず命を救う。自衛隊、警察、消防は日常から訓練が来ています。県と自衛隊あるいは警察等々のホットラインもすでに出来上がっていますので、直後から一緒に動き出し、救急救命が動き出します。また、県庁では災害対策本部を立ち上げました。一四日午後九時二六分に地震がありました。厳密ではないかもしれませんが、知事は一分後ぐらい、私は二九分後に本部に到着しており、早い時間で本部に駆けつけることができました。

ただ、災害対策本部は一〇階です。エレベーターが動いていませんので、おかげで、運動ができ、だいぶ痩せました(笑)。途中「誰だ、一〇階に決めたのは」と思いながら一〇階まで上

り、ハアハア息を切らせながら本部に入っていたことを、きのうのこのように覚えていきます。

本部室には、それぞれチームテーブルがあります。指揮、福祉、医療、土木、農政等々、あるいは自衛隊、警察、消防のリエゾンの方々。そういう人たちの雑踏の中、救急救命でいちばん覚えているのは、人工透析は水を大量に使うということで、病院に水を搬送する仕事を自衛隊にお願いしたことです。そして、だんだんそれが飲み水の話に移っていききました。雰囲気の一例です。

このような状態を裏腹に見てみると、拠点となるべきところが壊れたところは、どこか別の場所につくらなければいけません。市役所が何カ所か壊れました。市民病院が壊れました。患者さんを搬送すべきところが、入院患者を全部外に出さなければならぬ状況になりました。それから、支援物資を集合させる拠点として産業展示場グランメッセを想定していましたが、これも壊れました。拠点が使えなかつた場合に、予備として、二次、三次の拠点をどうするか。それを臨機応変にどう移していくか。これは、成功例、失敗例から学ぶ裏腹の一つの例ではないかと思えます。必ず輻輳する形で、予備の手順を準備しておくことが大事だと思います。

また、政府からも現地対策本部ということで多数の人が来られました。発災翌日の一日には政府の本部も出来上がりました。県と国の本部が出来上がり、さらには市町村、ボランティア

アの団体まで巻き込んで現実の動きをすることになるわけです。その本部に来ておられたのが、国の本省の官房長はじめ、とてもないトップクラスの人たちでして、現地で判断する状況がありました。非常にありがたかった。なおかつ、要員として来られた方は、熊本出身の方、もしくは熊本で勤務経験のある方。私たちと人間関係、コミュニケーションのとれる方を大量に送り込まれました。結果、国と県による一体感のある仕事ができたと実感があります。

これもあまり言うとうと語弊があるかもしれませんが、災害直後には、東京から、あるいは各省庁の幹部や政治家の方の現地視察が必ずありますが、今回は政府自らがしばらく延期するとうことで、正直、私たちは助かりました。総理大臣の視察の際も、時期を見計らって現地の迷惑にならないようにという配慮がありました。

県議会でも、「当分の間は県の執行に対し、陳情や要請はまかりならない、電話をするな」というお達しが議会内で示されました。われわれ執行部の緊急事態の動きを、できるだけ関連にしたいという配慮です。これも裏腹に考えると、そういうことがあると大変なエネルギーと時間を使うことになります。

そういう中で、国が特に強力に動いたのが、交通インフラと生活インフラの一日も早い復旧でした。空港は、一四日一五日は平常通りでしたが、閉鎖になったのは、一六日の本震から三日間、つまり一六、一七、一八日だけが一便も飛ばませんでしたし



た。しかし、一九日にはもう空の便が入ってきました。ビルは使えませんでしたので、屋外に敷いたブルーシートの上に荷物を置いて出入りしてもらいました。空の便がなくなった、新幹線が動いた、高速道路がなくなった、このことは大変な安心感になったと思います。あるコンビニは空輸でパンを搬送したということで、採算度外視の大変コストの高いパンだったろうと思います。

そういった中で一つ、象徴的なトラブルがありました。青空避難とは皆さんもよくおわかりだと思いますが、多くの人が揺れを恐れて、最初は屋外に避難していました。震度七が二回、震度六、五が五回ありましたので、もう家の中にはいたくない。テレビでそれを見ていた東京から、「どうして青空に、外に避難させているのか。屋内に誘導すべし」という指示らしきものが私のところに来てました。「それは天井のある屋内が怖いから。恐怖心の中、首に縄つけて引っ張れば大混乱が起きますよ」と議論になりましたが、それは結果的に無視しました。そういった現場指揮の有効性を大事にすることを象徴する出来事でした。東日本大震災の東電原発事故のときも、それに似たような話がありました。テレビを見ていての印象と現場の感覚では違う、そういう思いもしたところです。

そして、次には避難所の問題が出てきました。大変多くの方が避難をされました。指定避難所は準備してありますが、今回の場合は非指定、つまり指定でないところの避難所もたくさん

ありました。あるいは車中避難もたくさんありました。時間がだんだん経てくると、食糧だけでなく医療的な支援、あるいは生活環境の支援まで話が広がってきました。やる事が山のように出てきました。

ある県から来ておられた方が、「このままでは大変なことになりますよ」と指摘されたことが非常に印象深く残っています。ある避難所を見られて、「避難者の方がお客さんになっている。市役所の人あるいは役場の人がお世話をする係りになっている、これではいかん。避難者の方の自治組織まではいかないでも、一緒に動くような態勢をしないと大変なことになりますよ」という話があり、なるほどと思ったところです。

また、今回は国が、ある意味一方的に九〇万食の食糧を熊本に送るという「プッシュ型支援」の政策をとりました。普通は現地がこういうものが欲しいといって送ってくるわけですが、今回は関係なく九〇万食をボンと送ることになりました。問題はその配送、現地での配り方でした。これが一時期、相当混乱を生じさせていたことは事実で、大きな反省点です。現地での配送の仕組みが未整備の中で、様々な施策が交錯しながら一週間、二週間と時が動いていきました。

さらに、がれきの撤去がそのうち始まりました。私は一〇年かけ南関町に廃棄物の処分場をつくる仕事をしました。四二万立法メートルという屋根をかぶせた大きな処分場です。これは迷惑施設と受け止められるため、一〇年間、相当苦労して、やっ

とつくりました。去年三月に出来上がった途端にこの地震があり、地震に合わせてつくったような感じになりました。迷惑施設ではあるけれども、捨てるための社会インフラが備わっていたことはプラスの面として幸いでしたが、捨てるのがなければ、大きな課題となつたはずで。

また、生活をどのようにして立て直していくか。課題が、仮設住宅から今度は本格住宅に移る時期がきます。仮設は基本的には二年間しかられないのが原則です。家がサツと建てられる人はいいですが、なかなか右から左にはいかない。東日本でも同じような問題があり、今後、このような課題に移行していきます。

そのほか、ボランティアとの連携、情報収集の問題。一部避難所には情報端末を置き、それをもとに収集したこともありました。ネット社会での有効性と怖さを、今回の災害で知りました。大変有効な情報収集の手段であるとともに、「動物園からライオンが逃げた」という情報が示したように、うその情報と本当の情報があり、非常に怖いと思いました。

いろいろ申し上げましたが、何よりもお金です。財源の確保をどうするかということは大きな問題でした。県の予算は通常七千億円程度ですが、今年度は初めて一兆円を超えました。東日本震災のときは特別措置法ができましたので、それと同じような法律をつくってほしいと要望したのですが、特別措置法は熊本の場合にはできませんでした。事実上、予算は確保する

とのことで、法律ではなく予算確保のほうにわれわれは奔走しました。

ランダムに、論旨を絞りに話して、申し訳ありません。現場の混乱の中で出たことをすべて反省あるいは検証する。それもうまくいったところは、その裏腹を思いながら検証する。失敗したところは着実に課題として整理していく。そういうものを行政の中でもシステマ的にし、あるいは法的にするものは法的にしなから整理していかなければならない。これが行政の役割になると思います。熊本大学では災害に対する対応研究もやっておられるので、法学部におかれても、法学、行政学、政治学など学術的な面で実学として大いに指摘をしていただければと思います。

人間は忘れる動物です。私たちはこの地震を経験した同じ人間として、記録を残して後世に引き継いでいくことが、私たちの役割ではないかと思えます。またどんな災害が来るかはわかりません。完璧な災害の防止はできません。私は今回の教訓で、自分に言い聞かせていることが一つあります。自助、共助、公助の中で、まずは自助の精神を徹底させることが肝要。自分のことを自分で守れる人間でありたい。そして、次に共助がきます。熊本大学の学生の皆さん方も、体育館に避難された方々に、大変な尽力をされたと伺っています。地域の方々が大変喜ばれていたということです。そういう共助、共に助け合うことが大事です。それと並行して公助、つまり行政なりの仕組みが出来



上がっていくことが大事だと、改めて思いました。

実は、ほかの大学でも学生が一生懸命行動されました。ある学長がおっしゃっていました。「大変なことを学生も経験し、地域の方々から本当に感謝をされています。自分たちがびつくりするくらい動きがよかった。これまでに無い学内の一体感が出ています。非常に積極的な学生の気質が育っています。この二〜三年に卒業する学生はいいですよ」「就職をよろしく」という意味ですが（笑）、いいお買い得ですよ、ということをおっしゃっていました。それだけ皆さん方の経験を得難いものときれたのだと思います。

最後に、私の座右の銘を紹介しておきたいと思います。「人間万事塞翁が馬」です。人の世は万事塞翁が馬。中国の辺境の地にいた年寄りの話です。駿馬、大変に良い馬を持っていた。その馬を持っていたがゆえに、村人からはうらやましがられた。ところが、馬が逃げた。「ああ、残念でしたね。かわいそうに」。ところが、馬が他の馬をたくさん連れて帰り、豊かな状態になった。「うわあ、すごいな」。ところが、その馬に息子が乗り、落馬して大けがをした。「かわいそうに」。ところが、戦争が起り、村の若い人たちは全部徴兵され死んでしまった。息子だけ戦争に行かずに助かった。

そのような流れを表す「人間万事塞翁が馬」。これはいつ、どこで、どんなことが起こってもおかしくない、ということを表すそうです。また、悪いことが良い結果につながるかもしれない。

ない。良いことが悪い結果につながるかもしれない。そのことを表現していると聞いています。

いろいろな苦しいときもありますが、いつもこれを思います。今度の地震も復旧、復興、あるいは今後の危機管理の中で活かしていこうと思っています。皆さん方も死んでもおかしくないような地震を経験されました。今後の人生の中で大いに人のため、世のために活かしていただければありがたいと期待しています。

法学的・政策的に課題をとらならない基調講演だったかもしれません、ミスマッチだったかもしませんが、以上、冒頭の切り口にして、この後の専門の先生方に引き継ぎたいと思い、基調講演とさせていただきます。ご清聴、ありがとうございます。（拍手）

**司会** そろそろ時間になりますので、後半のパネルディスカッションを始めていきたいと思います。この後のパネルディスカッションは、本学法学部の岡田行雄教授がコーディネーターを務めます。

**岡田** 岡田と申します。本日はよろしくお願ひ申し上げます。それでは、これよりパネルディスカッションを始めますが、本日のパネラーをご紹介します。

まず、先ほど基調講演をいただきました村田信一さまです。

(拍手)

続きまして熊本県弁護士会所属で、熊本地震発生以来、被災された方々から多くの相談を受けてこられた松村尚美弁護士です。(拍手)

続きまして本学部で行政法担当の大脇成昭准教授です。(拍手)

最後は本学部で政治学担当鈴木桂樹教授です。(拍手)

まず、パネルディスカッションの皮切りに松村弁護士から、この間、弁護士としてお受けになられた熊本地震の被災者の方々からのご相談を踏まえ、問題提起等をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

松村 松村です。よろしくお願ひします。時間がないので早速始めます。私は、実はこのロースクールの出身で、弁護士も八年目になります。が、大脇先生に行政法を習ったという経験があり、諏佐先生にも独禁法を習ったという経験があります。久しぶりながら肩身が狭い、偉そうなことは言えないと思ひながら話をしています(笑)。

熊本県弁護士会には小委員会がたくさんあります。その中で「高齢者・障がい者に関する委員会」があり、その委員長を四年前から務めています。地震が起きたときに、高齢者・障がい者に関する感覚の鋭い弁護士がいるわけですが、その人たちがすぐに「これは大変なことになった。避難所が大変なことにな

なっているだろう」と敏感に察するわけです。そういう意味で、動きが早かったと言えます。結果的に委員長である私がいろいろな地震の相談会の責任者になり、いろいろな相談会を開催していった経緯があります。それで、私がこういうところに出てくることになったということです。

熊本県弁護士会では、皆さんにお配りしたと思いますが、四枚のニュースがあると思います。その発行のほかに、電話相談を四月発災の一週間後から始めました。四月から八月までの電話相談が六千件を超えていました。現在も行っていて一日一〇件ぐらいですが、当時は一日一〇〇件ぐらいありました。あと、出張相談も五月の連休ぐらいから始め、これも八月末まで二千件の相談をお受けしました。今もやっていて、益城で週に二回、西原と南阿蘇でそれぞれ週に一回ずつ行っています。今後はこれを仮設住宅のほうに移し、相談会を行っていくと考えているところです。これからの話は、それがベースになっています。思ってください。おおよそ一万件に近い電話相談と出張相談、その内容によっていると思ってください。

相談内容については、相談は現地の弁護士が受けます。それこそ四月から八月ぐらいまでは、多いときで週に八〇人から九〇人の弁護士がどこかの出張相談、電話相談に入っていました。熊本県の弁護士は二五〇人しかいませんから、とても回りません。そこで分析を日弁連にお願いしました。日弁連で分析した結果が、昨年末に八月分までが出て、今の件数がわかっ

てきたということです。

その分析結果を改めて見てみると、多かつたのは不動産賃貸借関係です。お配りした弁護士会ニュース第二号に書いてある対応です。「家が壊れたのだけど、私の家はどうしたらいいのですか」「家が壊れたのだけど、修理はどうしたらいいですか」「家が壊れて住めなくて、出ていけと言われたけれど、出ていかなければいけませんか」「家が壊れたのだけど、大家さんがどこにいるかわかりません」。そのような不動産賃貸借関係の相談は今もあります。

その次に多いものが工作物責任と相隣関係の責任です。ここは法学部の皆さんが多いのでピンとこられると思いますが、工作物責任、相隣関係ですね。要は「お隣の屋根が壊れて、瓦が私の家の車を壊しました。どうすればいいでしょうか」「お隣の家の壁が壊れて、私の家の壁のほうに寄りかかっています。このままだとつぶれそうです。どうしたらいいでしょうか」。

あと「私の家の壁が、道路にはみ出して倒れそうになっています。これを何とかしたいけれど、どうしたらいいでしょうか」。これは行政にお願いできないだろうか。こういう相談です。

これは今も根深く続いています。根深くなっているとは、地震が起きる前から仲が悪かったお隣さん同士が解決できないのですね。「前々からいやだったのですが、あの人が意地悪でいつまでも撤去してくれないんですよね」「撤去の工事に入ったら、うちに（相手の家の敷地に）入れなくなつて撤去できない

んですよ」と言っていて残っていくのですね。これが工作物責任と相隣関係です。

住宅ローンの支払いも、もちろんあります。皆さん、一度聞かれたと思いますが、二重ローンの問題です。「ローンを抱えたままの家が壊れてしまい、もう住めなくなつた。でもローンは残っている。新しく家を建てようと思つたら、もう一回ローンを組まないといけない。そうすると残ローンが二千万円あるところに、さらに四千万円のローンはできません。どうしたらいいでしょうか」。この問題も大変多いです。

二重ローンの問題は弁護士会ニュース三号に、被災ローンガイドラインが入つていると思います。基本的には、それで対応するしかないというところで説明しています。あとは公的支援と行政対応の問題が多いです。隣に村田さんがいらつしゃるところで何ですが、罹災証明の話、支援金の話、行政の対応が悪いなど、そういう話が多いです。罹災証明は先ほども少しお話ししましたが、発災直後は保険屋さん、地震保険関係の方々が一ツツと動かれたのですね。彼らはお金を持っていますから熊本県のタクシーを貸し切り、建築士と保険屋さんを乗せてお客さんのところを回ります。そうすると建築士がいらない、タクシーがいらない。そういう中で保険屋さんはお金がいくらでもあるので、「うーん、全壊」「うーん、半壊」とかいつて、お金をポンポン出していきます。

それを踏まえた後に、今度はおつとり刀で行政が出てくるわ

けです。建築士は保険屋にとられているから、行政マンが大勢入ってきます。行政マンは素人知識の中で、「このくらいは被害だとこのような判断だよ」と、いろいろな知識を植え付けられてきています。行政マンは慎重に判断しますから、「全壊」と言われた家が「いやいや、一部損壊」ということになります。そうすると被災した方々が「おかしい」と言ってくれたら、そこに駆け込まれる。もしくは、最初のころは罹災証明の判定に、建物だけを見ることになっていて地盤は入れないことになっていました。地盤にどれだけ亀裂が入っていても、「これは関係ありません」「家は水平になっている、壁は倒れていない。では一部損壊です。おたくの庭に亀裂が入っているのは自分で何とかやってみて」。このようなことで一部損壊になっていました。これが後で益城や南阿蘇では、地盤を入れてくれるから評価が変わってきます。

あとは単純に「支援金はいくらもらえるのですか」「災害弔慰金って何ですか」「貸付金は何でしょうか」という話も多かったです。これが相談内容の主なところになります。

それから、日弁連と県弁護士会です。ニュース一号は四月二一日発行、つまり発災から一週間で発行しています。そこにはいま私がお話したような、地震に関する法律が網羅されています。おおよそ困りそうなものについての概要が書いてあります。発災直後は住民の方にこれを配っても、そんな細かいページに書いてあっても、見る余裕がないわ、という感じで全く見

向きもしなかったのですが、行政の方と相談員の方は、「これはいい」ということで活用くださいました。市民の方にもそれが浸透してきて、現在もその一号は人気があり、「一号はないのですか」と言われます。

そこにたくさん情報が書いてありますが、「熊本県弁護士会はさすが弁護士会、さすが法律の専門家、よく知っている」ということではありません。これは阪神・淡路大震災が二三年前にありました。この前二三年の報道がありました。あのときに関わった弁護士たち、災害弁護士といっていますが、災害に対応する弁護士連合会をつくろうといつて、管々と活動を続けてきました。あつちで山崩れがあれば、そこにいる弁護士をつかまえてきて災害弁に入れてしまおう。こつちで台風があれば災害弁に入れてしまおう。東日本が起きたら、これ幸いということで、「おまえら、全員入れ」。かつ災害弁の連中が、全員こぞって東日本にも応援に行く。

こうやって、災害の記憶は二二年で風化していくのですが、弁護士会の内部では災害弁という人たちが管々と知識を積み重ねていきました。あれが必要、これが必要ということをつくっていきました。その集大成がその一号です。だからその一号は、発災して二、三日後に日弁連から送ってきました。「こんな内容のものもつくられている。これを熊本県弁護士会が熊本県用に改編してつくれ」と言ってくださいました。われわれもそれを見て、初めて勉強したところがあります。当然われわれも発

災直後、罹災証明が何かは知りませんでした。応急判定が何かも知りませんでした。

そうやってできてきたところで日弁連の災害弁の方々から、災害の際には必ず法律の不備が出てくる、そこで困ってくる人が出てくる、これを弁護士は相談の現場でいち早くキャッチして、「これを直してくれ」という提言を国に出さなくてはいいけない。このことを災害弁、日弁連から言われていました。ですから、われわれは当初から足りないところは何か、提言できるものは何か、ということを頭に置いて動いていました。

その結果、県弁、日弁連そろって提言を出します。このころ、法律が変わろうとしていたので、これを早くやってくれという話をしました。結果、いまどうなっているかというところ、法テラスを聞いたことがあるということを信じたいのですが、お金のない方々に対しては国が援助しますという、法テラスという制度があります。これは、従来まではお金がない方のみが対象でしたが、熊本地震の発災後から一年間、つまり次の四月一三日までは、資力に関係なしに熊本にいたということだけでいい。当時熊本県に住んでいた方は全員無料にしようということになっています。だから「熊本県に住んでいました」と言えば、地震に関係あるが、なからうが、法律相談は無料となっています。その次に義援金が出てくるのはわかっていました。これを差し押さえ禁止にしてくれ、という声明を出しました。一般の方々にはピンとこなくて、「それは何の意味があるのですか」と思

われるかもしれませんが、二重ローンと関係してきます。二重ローンの方々は、今後ガイドラインが使えて、うまいこと債務整理ができればいいのですが、そうでないと破産という方法になります。破産する場合にはいろいろなお金を取っていかれて、私財を吐き出さなければいけません。そのときに差し押さえ禁止のものは維持できます。だから義援金などは差し押さえ禁止にして、債権者が取っていけないようにしておこうとしました。ガイドラインの中でも、これは持っていていいことになっています。

次に、災害関連死の方の認定に対し、これを各市町村は県にお願いしようとしていました。これは県にもいまお願いしているのですが、例えば益城町の方が亡くなって益城町の事情を、例えば（県職員だった）村田さんが知っているかというところ、それは知らないです。益城町の惣領で、こういうところに住んでいて、こんなことがあり、と村田さんに言われても、村田さんはピンときませんよね。これではだめだ、ということで声明を出しました。「現地の災害認定員は現地の人がやるべきだ。かつ、そこに法律専門家を入れてくれ」というものです。これは実際、その認定員の中に弁護士を入れてもらえたのが、一部は実現しました。

次に、生活保護世帯の方々に義援金が行くようにということです。生活保護のことを法律家の方に多少勉強してほしいのですが、生活保護世帯は少しお金が入ると一部収入に入れられて、

その分、保護費を削られていきます。例えば生活保護を十万円もらっている。家族の誰かが働いて五万円の収入があったというとき、保護費は五万円減らされます。

先ほど水俣病の話をされましたが、水俣病の原告の方たちにお金が入ってくると、同じような形で生活保護が打ち切られます。「お金が入ってきたからいいでしょう」。水俣病のときには蒲島県知事が何とかしようとしてくださったのですが、国が「うん」と言わなかったので、一時所得認定をされ、生活保護を切られています。

今回の義援金も同じことになることは明らかだったので、これをしないでくれということをお願いしたのですが、これは何とも言えないです。すごく中途半端で、従来あった制度を応用されているだけじゃないか。お金が入ってきて、お金の使い道を明確にするならば収入認定をしない、そういう方法が従前からあります。例えば二百万円が入ってきたら、「二百万円をこうこう、こういうことに使いました」と計画立てて出せば、国は収入認定しません、という制度です。「これをやってください、これを周知徹底してください」とどまっています。

例えば、生活保護の方が一戸建ての家に住んでいた。その家が壊れたので建て直さなければいけない、もしくはアパートを借り直さなければいけない、家財を全部買い直さなければいけない。こういう方々は義援金の二百万、三百万円は使えたかもしれません。しかし、古いアパートに住んでいて半壊だったけ

れど、出なければいけなくなり、家財全部持ち出して引っ越しました。そういう方々は買い直しても五万、十万円です。すると義援金、支援金の何百万円かが残ってしまう。生活保護もいったん廃止になり、そのお金を使い切ったらもう一回来てくれということになります。そこで、こういうこともしないでくれという話をしたけれど、うまくいきませんでした。

そのほか、われわれがやった提言の一つは仮設入居です。もともとは全壊と大規模半壊までしかだめだったのですが、熊本は地盤がやられているので半壊までいいよ、と行政は緩めてくれました。ここはありがたかった。しかし、行政は頭が固いというか……、ごめんなさい(笑)。頭、カッチカチだなど思いました。支援金制度の中に、半壊の方が解体したならば全壊と同じように扱って支援金が出ます、というものがありません。全壊と大規模半壊の方には、それぞれ支援金があるレベルで出ます。半壊の方もいろいろな事情があり、取り壊さざるを得ない方については、取り壊したら全壊と同じように扱ってお金を出しましょう、という制度があります。

これを仮設入居要件にもってきませんでした。罹災証明と仮設入居条件は、全くリンクしていないので切り離して考えていいのですが、そこをリンクさせてしまおう。「全壊と大規模半壊だけではなく、半壊の方も入れます」。そこまではいいのですが、「半壊の方は壊してください。壊さないで仮設には入れません」。このように最初言っていました。これはおかしいよ



ね、という話をしていました。そこは法律的に全然リンクしていないのに、なぜリンクさせているのか。

われわれのことを聞いてくださったのかはわからないけれど、行政側もだんだんそこを聞いてくださり、「半壊の方々には『解体します』という誓約書を書いていただきます。しかし、解体したかどうかの確認はいたしません」と実務上、対応してくださいました。それならそれでいいや、と言ったのですが、その「ただし」のところをみんなに周知してくれと言ったけれど、ここはあまり周知されていません。

今われわれが心配しているのは、いま解体がどんどん進んでいます。この中に仮設入居のために、「解体します」という誓約書を書いた人はいないだろうか。そこをわかっていて解体しているのならいいけれど、知らなくてしようがないと解体するのなら困ると思っています。しかし、こういうのも少しずつ変わっています。

あとは被災マンション法といって、マンションがたくさん壊れていますが、これを建て直すというと、住民の全員が同意しなければだめという法律の立て付けです。こんなことをしていれば、マンションが壊れそうなのにやっつけていられないというので被災マンション法というものがありません。少し要件を緩和してあります。これも去年10月から適用になっています。

こんな感じで弁護士会としては提案してきました。しかし不備も多いし、弁護士も自分の業務をしながら相談に行き、現場

を見て言っているだけなので、なかなか提言までまとめきれません。法制度に関する問題としていま私が思っているのは、避難所や仮設などに障がい者・高齢者への配慮が入ることは全くありません。それから、地盤の被害の支援がありません。これは復興基金でやると言っていますが、どこまでやるのかなという感じがします。

あと、法人の被害の支援でグループ補助金が使える方はいいのですが、使えない方に対しては何もありません。最初のころに阿蘇で相談を受けた方は、お豆腐屋さんで機材が全部だめになった。そこは機材を新しくしたばかりでローンが残っていました。あのころは水が出てなかったで、水も使えない、でもローンは残っている。その方は40代でしたが、仕事を変えられないのだろうか、残ったローンはどうすればいいですか。

ローンをどうするというのは法律上ありません。そうすると破産するしかありません。しかし法人化していますから、法人の破産は手間とお金がすごくかかり、それほど簡単ではありません。そうすると目をつむって、会社はそのまま残して破産するかどうかですね。そういうアドバイスしかできなくなります。そうすると老舗の百年ほど続けてきた豆腐屋さんが、そういうことでだめになっていくのですね。この方が、グループ補助金ができただろうかわからないけれど、グループが使えればいいけれど、グループ補助金もいろいろと条件があるから、条件がそろわないと交付できないということがあります。一部損壊や

半壊の支援はありません。ここは皆さんもわかっていらつしやると思います。

それから、仮設住宅の環境の劣悪さです。仮設は増やせるかもしれないけれども、高齢者や障がい者もいますが、お風呂は浴槽まで六〇センチぐらい高いとおっしゃっていました。そうすると、少し体の悪い高齢者はお風呂に入れません。かつ隙間が空いているらしく、風がビュービュー入ってくるとおっしゃっていました。また、足音は比較的低い聞こえないけれど、声が聞こえるらしいです。どうも床が全部通っているらしい。小さい声で話していても、お隣の声が聞こえる。そして、寒いとおっしゃいます。二重窓になっていますが、入り口は一重の立て付けのサッシなので、開けると風がバンと入ってきて寒いそうです。いろいろなどところに敷居の段差がありますから、車椅子の方は当然入れません。

こういうプレハブを建てるのに予算を六百万円ぐらいかけています。この前ワアワア言っていたのが、益城町かどこかで障がい者用のとてもいいものをつくってくれました。あれはものすごい重度障がいの方でも住めると言っています。ものすごくきれいです。どのくらい工事費に差があるのかと聞くと、追加で七〇万円ぐらいだそうです。これは何なのか、という話をしていたら、そこにいた大阪の弁護士が、「恐らく災対法の中に仮設の予算をポンと入れてある。最大条件で恐らく業者は落としている。かつ、その中身をどのようにしろとは書いてないから、

最悪の簡素ないちばん安くできるものを、災対法の規定のいちばん高いほうの基準でたぶん落としている。」

結局、これも法律によるものだとおっしゃいます。だから仮設を見た方は、阪神の方も東日本の方も「全然変わらないのだね。」「どれだけ阪神で、東日本で、仮設はこんなふうにいるのだと訴えてきても、熊本でも全く同じことを繰り返しているのだね」とおっしゃいます。これは結局、「急げ、急げ」でやってきた結果、災対法で予算をこれだけ出しますよと言ってきた結果、業者は安いものを高く売ろうということにいつてしまつた。災対法の中には高齢者や障がい者に対する配慮は入っていませんから、そこは無視していくという結果なのだと思います。

また、皆さんもご存じのように悪質な解体業者、修理業者が多いです。すごく多いです。「公費解体をお願いしたのに追加費用を請求されました。払わなければいけないのでしょうか。」「何で追加がくるのですか」と聞くと、「量が多いからです」「屋根瓦が少し多いそうです」と言われます。「どう多いのですか」と聞くと、「普通の人よりも多いそうです」と言われた。「普通の人より多いのですか、払わないでいいのではないですか」と言うと、「そうですか」と帰っていかれる。「おたくは全部つぶれているから、中の家財は取り出せていませんね。布団とかも入っているみたい。布団は別費用です」と言ってお金を持っていかれる。

公費解体は、待って、待って、待って、やっと業者に来ても

らった。だから被災者は帰られたくないです。そこで、「もういいです、払います。今やってください」となり、公費解体なのに追加費用を払って解体してもらおう。こういうことが横行しています。この話は珍しいことではなく、どこでも聞かれる話です。これも行政で、何とか目配りができないものかと思いません。

それから、今後二年後に仮設を出ていかれますが、圧倒的に高齢者の方や一人暮らしの方が多く、そして身寄りのない方もいます。長年戸建てで住んでいた高齢者が、いまさら家は建てられないから賃貸に移ります。賃貸に移るには保証人が要ります。では、保証人に誰がなりますか。今どき保証人なしというところはありそうですが、ありません。聞くと端的に言って、保証人を付けなくて入れてくれる業者は二つか三つです。どこもかしこも保証人を付ける、保証金入れる、連帯保証人を付けろと言ってくる。二年後に仮設を出ていってくださいね、となったときに、保証人がいない人は出られません。しかし、今のところ、こういった制度です。

本当はこういうものを、全部特措法で解決してほしかった。改めて復興庁や特措法を見ると、明確に「東日本大震災のための」と書いてあります。ここがなければ熊本地震にも使えたのに、と思います。こういうところを本当は政策提言をしたいと思います。実は、弁護士会は県や市と何回も話し合いの機会を持っていました。これは県や市から、話し合いを持たせてくれ

と言われました。弁護士会が相談会をやっているから、相談で聞いたことをわれわれに教えてくれということでした。

われわれ（県や市の職員）も相談したいという話でしたが、弁護士会は県や市から「この法律解釈はこれでいいか」と聞かれても、弁護士会の意見としては言えませんが、なぜなら、二五〇人の弁護士それぞれが違う見解を持っているからです。だから「弁護士会としてはこうです」なんて言えないです。「ちょっとそれは勘弁してくれ」と言わざるを得ない。県や市もがっかりして帰られることがありました。

この前この話をいただき、学部長と岡田先生と話したときに思いました。「そうか。国や県に対し政策提言、法律の解釈を提示できるのは大学だったのだ」。大学の先生方であれば専門家です。われわれ弁護士は民間人です。依頼者のために、それに従って法律を解釈していきます。先ほど村田さんがおっしゃった、一つの法律がAにもBにも解釈できる。われわれは依頼者の意向に従って、AにもBにも解釈していきます。

しかし、大学の先生は違います。純粹に学問的に「これはこう解釈すべきだ」ということをわかっていく。それならば災対法のどこに矛盾があるかをわかったところで、「では、これはこのように変えるべきではないか」「これはこのように解釈できるのではないか」と、明確に県や市に提言できたはずですが、われわれもそうですが、私は熊大ローの出身でありながら、頭の隅にも熊大法学部の存在が浮かびませんでした。この前話

して、「ああ、そっだ。ここに専門家がいた」と思いました。これは大きな問題ですよ、皆さん。皆さんの存在価値ですから。熊本には熊大法学部という、法律に関する専門家集団がいます。なのに行政も弁護士会も、そこには思いが至らずに、みんなにどうしようと言っている。これは非常にもったいないと思います。

先ほど、熊大の避難者の話も聞きました。いろいろな言葉で書いてあり、多国籍に対応していた。これも熊本県の方々は知りませんよね。何でこれを熊大は発信しないのですか。熊大はこうやって頑張っていますよ、と発信して、もつと熊本県の人に、「すごい、熊大」と言われるようにならないといけないと思います。そのように存在価値が日常的に目に留まっていれば、非常事態のときにも「熊大があるじゃん。あそこに諏佐先生がいるよ。あそこに岡田先生がいるよ。あそこに大脇先生がいるから聞いてくればいいじゃないか。行政法だよ」。

政策提言は、これまで日弁連も弁護士会がすべきだと言ってきましたが、実際、自分が被災して行政と話してみても、「いや、われわれではない。これはもつとアカデミックな専門家がやるべきだな」と思いました。少し長くなり、すみません。(拍手)

岡田 ありがとうございます。では、続きまして大脇准教授、よろしくお願いいたします。

大脇 大脇です。私は村田さん、松村さんの現場に密着した話を聞きながら、ひたすら「なるほどな」と思いました。その上で立場上、行政法学専門なので、今日は法学部・武夫原会主催ということもあり、全く違う立場からモノを言わせていただきますと思います。

大地震が起きると、巷でよく言われるのが、「こういふときに、やはり法学は役に立たない。法学はダメ」です。ここまでの話を聞いていただいてもわかると思いますが、「法律はむしろ復興の邪魔をしている、足かせになっている。大事なものは行動力であり、アイデアである。」そういう話をよく聞きます。特に現役の法学部生が多数来ているので言いたいのは、そういうときこそ「脱法律論的」な考え方に逃げたらダメということ。逃げずに、法律家は法律をきちんと「使い」、社会のベネフィットを増すようにしないと申し上げたいのです。災害は一口に捉えると、法律などは関係なくなるようなことを言われますが、段階があります。きょうの村田さんのご講演は、見事にその流れに沿ってお話をいただいたので非常にわかりやすかったと思います。

地震が起きて、とにかく逃げないといけない、人を助けないといけない。行政から見ると、救助という役務を提供しないといけないのが第一段階。次はひと通り、皆さんが避難所とかに逃げたら、今度は食料が要る、毛布が要る、というモノを提供

しないといけないのが第二段階。ずっと落ちていくと、今度は生活再建。家を直しましょうとか、経済的な支援をしないといけないというのが第三段階。役務、モノ、お金、この順番で行政のツールが変化してくるわけです。

実は、いちばん最初の段階では、法律が邪魔することはあまりありません。救助活動をするのに法律が足かせになることは考えにくいのですが、災害の段階が後ろにいくほど法律の話になってくるわけです。

では、法律は何が関係あるのか。例えば災害対策基本法、災害救助法、これは災害法制の二本柱です。災対法も災害救助法も、いずれも五〇年以上前の法律です。これがどうもうまくいかないという話は、あらゆるところで聞くわけです。災害のたびにフィットしていない、役に立たない、実情に合っていない。どうしてか。法律が古いからじゃないかと言われます。

しかし、私の考えによると、古いからではなく、村田さんがおっしゃったとおり、災害は起こる状態によって問題が全く違ってきます。地震と台風は違います。地震でも都市部と、そうでないところでは違います。真夏なのか、真冬なのかで全然違うわけです。だから、起こるたびに法律の事前につくった仕組みがフィットしない、機能しないというのは、ある意味当たり前です。それでいちいち法律の悪口を言っただけはよくない、というのが私の言い分であり、それはちょっとお門違いであり、そこまで期待しないでいただきたいということが一つ。

そしてもう一つ、とはいえ、災害が何回も起きると、だいたいい類型化して共通した問題が後ろの段階になると出てきます。今日一つだけ例を挙げると住宅の再建です。どんな災害でもそれで、家が壊れると直さなければいけない。そこでどうしましょう。行政、何とかしてください。これは明らかに法律の問題です。

ところが、ここに大きな壁が立ちます。人のおうちを税金で直すことは、実はタブーです。道路は直します、公共インフラも直します。これは災対法にも書いてあり、即座にやります、何が何でもやる。しかし、「私の家がつぶれたんです。直してもらえませんか」。これは国の見解で言うところと絶対的な差がある。なぜかというところ、税金はみんなのカネだから、みんなから集めたお金を、家を持っている人に家をつくり直すためにあげる、その人の財産になる、その人の子、孫に相続されていく。不公平じゃないかということです。

「私は家を持つほどお金はないけど、頑張って税金を払っていますよ。それが家を持っているなんていう、豊かな人の財産を形成するのになぜ使われるのですか。冗談じゃないです」という話です。これが税金は、個人の財産形成には使えないという大きな壁としてあったわけです。

ところが、先ほど松村さんが説明なさっていた県弁護士会ニュース第一号の表に、被災者生活再建支援法という法律があります。これは意外と新しく、一九九八年につくられています。一言で

言う、この表は非常にわかりやすいのですが、左の多いほう百万円と右側のボックスの二百万円を足すと最大のお金になります。住宅再建するときに、最大三百万円が税金から出ます。これは非常に大きな進歩です。

この法律は一九九八年にできています。なぜ、このときできたかという、三年前に阪神・淡路大震災があり、さらにその四年前に雲仙普賢岳の噴火がありました。雲仙普賢岳のときに島原市長が、「絶対これに税金を投入しないとおかしい」と言い続け、市が独自に税金を出しました。その後、阪神・淡路大震災でますますそのことがクローズアップされ、とうとう法律をつくり、お金を出せるようになりました。ただ、今また当然これは批判的になります。三百万円で家が建て直せるわけがないじゃないか。何なんだ、これは。やはり法律はだめだ。うるさいことを言って何の役にも立たない、助けてくれない。そういうことになるのですね。

ただ、ここからが法律屋の考えるべきところで、税金にそういう用途はだめというのは基本的な原理としてあります。これを無視すれば、「いや、非常時だから、しょうがないから、かわいそうだから青天井で出します。二千五百万円出します」となります。これをやってしまうと、直後にもっと大きい災害が起きたときに、どれだけお金を出しても税金が足りなくなってしまうわけです。だから、どこかで線引きをしないといけない。さあ、この法律をどうするか、ということが今の課題としてあ

るわけです。

法律学的に考えると、ここまで進歩してきたのも、実は思い切った行政の措置を少しずつやってきた成果が、今この法律として結実しているわけです。それはたぶん役所の方々为本当に苦勞して、村田さんがおっしゃったように理念、哲学がちゃんと組み込まれた法解釈をして、杓子定規な解釈を乗り越えてきたからです。その成果がそこに表れているのは、やはり法律学の成果です。

そこで、それを乗り越えるためのロジックを学ぶのも、やはり法律学です。さしあたり、なぜ税金をここに出せるかを、まじめに考える必要があります。この法律がどういう理念でつくられているのかを、日ごろから法学部で学ぶようなことですね。この延長上にその思考が出てきます。そこで、なぜ住宅再建に税金を出せるのかについて、いくつか理由を考えてみましょう。

①住宅が壊れたまま人が戻ってこなかったら、コミュニティが復活せず、街が死んでしまいます。だったら税金を入れ、人の家の再建に手を貸し、そこに人が戻ってきたほうが、街のにぎわいがより早く戻り、経済活動も復活します。それはものすごく大きな公益です。個人の財産にカネを出すという小さい話よりも、公益実現というもっとワイドな視点にかなっている。だから出せる。

②効率性の面で見てもそうです。東日本大震災のデータなどを見てみると、仮設住宅一戸当たりにいくらかかっているかと



いうと、実は約七百万円かかっています。国のガイドラインによると百二十万円程度と書いてありますが、それは建物本体の値段です。用地を取得する、建てる、ランニングコストを払う、最後に壊す、片付ける。全部で約七百万円かかります。

仮設住宅を出た後に入居することが予定される災害復興住宅一戸当たりは約三千万円かかるといわれています。単純に足し算すると、現実には三千七百万円かかっています。家の再建にはいくらかかるのでしょうか。とある数字によると平均二千五百万円です。実は家の再建をする方が単純計算で安いのです。その方が税金の使い方として正しくないですか、という考え方は成り立ちます。

③あるいは、もっとそもそも話をすると、住宅ローン減税があります。個人が自分の家を建てるときのローンを組んだら税金を差し引いてあげます、というものです。誰も問題視していませんが、冷静に考えてみてください。個人が自分の財産を形成するために、本来、国に納めるべき税金をまけてあげているのですよ。これは家を建てようとする人に対し、国が現金を「はい、あなたがおうちを建てるための補助金です」と現金を給付するのと同じ効果があります。それができるなら、現金を個人に対し財産形成に出すことは、さほどタブー視するようなことではありません。

このようなことをあれこれ考えていったら、やはり住宅再建にもっと税金を出していいのではないですか、という提言がよ

うやくできるということですよ。それはやはり法律学の思考以外の何物でもないですし、それが災害に対する社会の備えになってくるわけです。そういう意味で、脱法的思考に絶対逃げたらだめというのは、例えばそういう面で言えるのではないかというの、私が言いたかったことです。以上です。(拍手)

岡田 ありがとうございます。それでは、次に鈴木教授に、政治学研究を通して得られた知見に基づく問題提起、あるいはこれまでのパネラーから提起された問題に対して可能な限り、ご回答いただければと思います。よろしく願います。

鈴木 鈴木と申します。よろしく願います。私は政治学をやっているので、脱法学の立場から(笑)、いくつか思ったことを発言させていただきます。事前にいただいた宿題が、「熊本地震の被災者及び政治学の研究者として感じた行政の課題」を考えなさいということでした。主にこれについて思いつくまま、申し上げます。

地震は皆さんも経験されたと思いますが、これほど虚を衝く、あるいは衝かれる自然現象はありません。四月一日の夜、テレビのニュース番組を見ていたら、突然、頭の上から本が落ちてきて、「これはいつたい何だ」と思う間もなく時間が止まってしまいました。日常が切断され、非日常の世界に放り込まれました。非日常の世界では日ごろわれわれが「あつて当然」と

思い込んでいる物事が、ことごとく機能しなくなってしまう。早い話が、電気はつかない、ガスが出ない、水が出ない、ということだ。

これはいったい何が原因か、誰が悪いのか、と問われれば、「それは地震です。地震がすべて悪いのです」となる。確かに地震のせいですが、時間が経つにつれ、あるいはいろいろなものを見聞きするなかで、少し見方を変えれば、実はこれは地震の前からあった問題かもしれないと考えるようになりました。つまり、平時には表面化してこなかった矛盾や問題が、地震という非日常を契機として顕在化したと捉えられないだろうか。そういう視点でもって、ここでは行政、特に地方自治や、中央・地方関係のこれまでの展開と現状を見てみたいと思います。

その前提として振り返ってみればという話ですが、一九九〇年代、特に半ば以降は地方分権が非常に強調され、ある程度、形となって表れてきた時代であったと思います。先ほど大脇先生も他のパネラーの方も言及されたような法改正などが出てきています。地方分権推進法、地方分権一括法、あるいは地方分権改革推進法といったものが成立してきました。それに伴い、これは明治の地方制度からずっと続いてきた、シャウプ勧告によっても廃止されることがなかった「機関委任事務」、これが廃止になる。象徴的だと思います。

それと同時に九〇年代以降、行政の組織や運営についても、新しい知見が入ってきました。新しい公共経営NPM (New

Public Management) という考え方で、公共経営、行政にも民間の発想を取り入れていこうというもの。あるいは評価システムも刷新をされていく。今ではすっかり定着しましたが、PDCA (Plan・Do・Check・Action) のサイクルを回し、日ごろやっている組織活動を良くしていこう。こうした流れが定着してきました。

この中で、確かに災害対策一つとってみても、地方のイニシアティブがしばしば発揮されてきました。先ほど話題に出ました一九九八年の被災者生活再建支援法ですが、二〇〇四年に改正になっていきます。これは全国知事会の提言を受けるような形で改正、あるいは制定されていく。そういったところにも表れているわけです。

では、先ほども言いましたように、震災という非日常の経験から見た場合に、九〇年代以降に展開してきた地方自治や地方制度をめぐる動向自体に何か問題があるのか、ないのか。アトラダムに三点ほど申し上げます。

一つは九〇年代以降、合併が進展しました。平成の大合併です。それまで基礎自治体は三千ぐらいありましたが、いま現在千七百ぐらいまで減っています。これはすでに東日本大震災のときに論点として出てきていますが、この大合併が震災という非常事態に対し有効だったのだろうか、あるいは有効ではなかったのだろうか。東日本のときには岩手県宮古市では、これは比較的災害にも対応しました。しかし、宮城県石巻市では、う

まくできなかった。合併してよかったね、と、合併しなければよかったね、という見解が並立していて、まだ決着がついていません。熊本地震で何か事例があれば、チェックをしていく必要があると思います。

その後の展開ですが、合併の後を追うように総務省が主導してやりました「集中改革プラン」の影響は、熊本地震を経た状況の中では非常に問題になったかと思えます。つまり、このプランでもって自治体の定員削減が非常に進んでしまったということです。簡単に見ると、都道府県で職員定員は五・三%、政令指定都市で一〇・六%、一般の市区町村で九・九%が削減されました。いっぱいいっぱいのところでは行政が回っていた。そこに非常事態が発生するというところで、どこの自治体ももう対応しきれないという状況でした。

確かに、広域の自治体間職員派遣も、この間、整備はされてきましたが、こういう制度、ネットワークは、後で大脇先生にコメントしていただきたいと思えますが、遠隔自治体の職員が他の自治体に出張って行って仕事をするところの、根拠なり理論はそれほどはっきり確立していいものではないか。等々、検討すべき課題はあるのではないかと思います。

二点目、この間アウトソーシングが浸透してきました。具体的に言うところでも見られる指定管理者制度が拡大されてきました。これは、それまで行政でやっていたことの民間委託と考えていただければいいと思いますが、そういった手法が民間

のマネジメントの発想から拡大してきました。ところが、先ほど村田さんの話にも出てきましたが、今回の熊本地震でどういう現象が出てきたか。二〇一三年の災害対策基本法の改正で、あらかじめ避難所を指定しておくべきいとなりました。そこで、指定避難所として避難所が指定されました。ところが、指定避難所以外の施設に大量の避難者が集まってきて、自然発生的に実質上の避難所があつちにもこつちにもできてしまう事態になったのが熊本地震です。

例えば熊本市でも、事前に指定されていない多くの施設が避難所になっていった。事実上の避難所となった指定管理施設は七一あったそうです。ところが、その中で、あらかじめ避難所に指定されていたのは八施設のみでした。

総務省は九月一三日、一四日に、熊本地震における指定管理者制度についての調査に入りました。そこで現場から出た意見を紹介しておく、例えば避難所運営の責任の所在、市町村と指定管理者の役割分担あるいは情報共有や物資、人員の配備等で、特に立ち上げの段階で極めて混乱しましたという意見。あるいは、これはもっと検討が進んでいかないと感じないと感じる点ですが、避難所の運営に当たっては、先ほど少し話が出ました要援護者に関する個人情報取り扱い、あるいは住民同士のトラブルの裁定、あるいは他の行政機関との調整、連絡。これらについては、民間の事業者たる指定管理者では、判断できない事例が多々出てきたという声が上がっています。

いずれにしても、これまで行政の効率化、新しい公共経営という掛け声の下で展開してきたアウトソーシング。しかしながら、災害等の非常事態も視野に入れると、なかなか心もとない。少なくとも今後アウトソーシングを取り組んでいくにしても、こういった点はしっかりと点検、見直しをしていく必要があるのではないかと。大きな課題だと思えます。

最後の三つ目です。これはどう表現していいかわかりませんが、一面では復興財源の安定供給や保障の問題。先ほどの報告にもありましたように、これは特措法絡みの問題であると同時に、中央省庁の組織の問題とも絡んでくる問題があるかと思えます。もっと具体的に言うと、日本の中央省庁は縦割りが極めて強いと一般に言われています。したがって、そういうところでは、災害対応のオペレーションを一元化することはなかなか難しい。そういう状況は被災自治体から見ると、いろいろなお役所をお願いをして回らないといけないということになります。後で村田さんのご経験があれば出していただきたいと思いますが、個別省庁に働きかけていかないといけない。例えば去年五月一日と一日に、熊本市と熊本市議会は東京に要望活動に出かけました。本部がある内閣府なら内閣府に行き、「お願いします」と言って帰ってきたかというところ、それだけでは済みません。内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、これらをずらっと回らざるを得なかった。災害のたびに遠くの東京に出張って行き、各省庁

を回らなければならない状況は、やはり改善しなければならぬだろうと思えます。

そのためには、少なくとも復興財源の安定供給のようなところに限って言えば、あるいはその他の問題も含めてもいいと思いますが、法律的なバックアップが必要です。特措法なり、ベストは恒久法を整備すべきだと思いますが、そういった法律的なバックアップをしっかりと保障することで、災害のたびに自治体が中央にお願いをする行動を少しでも削減していく。そういう課題も今回改めて実感できたのではないかと思います。

等々、非日常の体験から見えてくる日常がはらむ問題という視点で見ると、これは行政に限られることではもちろんなく、他の政策分野を点検していく上でも何かヒントが得られるのではないかと思います。熊本地震の経験もそういう視点を据えるための材料として、点検の物差しとして活用していくことが求められているようにも思います。私の発言は以上です。ありがとうございます。(拍手)

**岡田** ありがとうございます。パネルディスカッションということなので、この間ずっとお話を聞く側に回っていたいた村田さんから、何かコメント、あるいはこれは伝えておきたいということがありましたらお願いします。

**村田** 私は行政の中において、批判される側となることが多く、

苦しいのですが、実際、行政の現場でやっつけていても、今おっしゃったことはよくわかります。では、どうするか。行政と立法、法の仕組みそのものから変えていけるか。国会がある永田町の立法府を動かすこと、それから霞が関にある中央省庁を動かすことが必要です。行政の制度の範囲であれこれについては、解釈等々でぎりぎりのことをしながら、また、何とか運用ができるような部分は国にお願いしながら、突っ込んだ議論をやることになります。しかし、必ずカネの問題にぶつかり、財務省との調整がとてつもなく重要になります。

先程、被災者支援法の話とグループ補助金の話がありました。が、未整備な面や、不十分な面があるかもしれません。が、一歩一歩進化していることは間違いありません。例えば、一般的な補助金は、税金を原資とする公費は個人の企業には出せない、また、個人が家を建てるのにも出せない。先ほど言われたとおりです。そこで国は、東日本大震災の時に、知恵を絞って、個別の企業や個人には出せないならば、例えば工業団地、商店街というグループングをつけることで公費を投入し、国が半分、県が四分の一負担し、最高四分の三の補助金をハードにも使えるようにしたという制度です。これは、行政としては一肌も二肌も脱いだ仕組みだったと思います。

公費投入の理屈をどうつけるか。これこれこういうことであれば、国会を動かすことができるのではないか。こちら辺りが実は非常に難しいところで、私も陳情にはよく行きました。し

かし、むやみやたらに陳情しても意味がありません。

熊本流として今、展開していることは、政治も一緒に動かそうということ。そこで県選出の国会議員と県議会、市町村議会をはじめとする政治家の方々とも連携し、知事、市町村長、それから執行部と一緒に展開する。これが「チーム熊本」と呼ばれています。今回の熊本地震でも、一体となり永田町、霞が関を動かそうと動いています。

私も、前震の一四日の一週間後に東京に行きました。宿泊したホテルで久しぶりに風呂に入りましたが、蛇口からお湯が出るのに涙が出ました。普通の状態がこんなにありがたいか、ということが骨身にしみました。それだけ努力しながら陳情をやっています。確かに無駄なようには見えるかもしれませんが、必要な行動です。より効果的にそれを訴えたい。場合によっては都道府県知事会などを使い、その中の要望項目に盛り込ませる。そういういろいろな手段を講じながら、実現に向けて努力して行かねばならない。

いろいろな批判もありましたが、決してそこは行政側も閉鎖的ではありません。その問題を乗り越えるために、理論的バックアップをしていた上で、県なりが知事会に提案する、政治家に言う、直接衆議院、参議院に要望する、各省庁に要望する、そこでいろいろな知恵も貸していただきながら前進するのではないかと、改めて思いました。先ほど言われた大学の役割という意味も大きいと思いました。同窓会である武夫原会の

共催事業としては成果が大きいと、改めて思っています(笑)。  
行政の現場で動いている人間の背中を押すような理論武装な  
り、理屈、知恵出しを、ぜひ學術レベル、あるいは弁護士の方  
生方、あるいは法律の専門家に実務のレベルのバックアップを  
してほしい。行政では、こんなところが困っているという声  
聞こえづらい面もあるかもしれませんが、総合的な連携が本  
当に必要なと改めて感じました。蒲島知事や後任の副知事に、  
ちゃんと言っておきます(笑)。

岡田 ありがとうございます。本当はこのパネラーでフリー  
デイスカッションをと思っていましたが、時間が押していま  
す。これまで聞いてばかりで発言したい、質問したいという方  
がフロアにたくさんいらっしゃいます。時間が許す限り  
で、ご質問あるいはご意見を受けたいと思います。ご質問、ご  
意見のある方は、挙手をお願いできますでしょうか。

香田 貴重なお話をありがとうございます。私は熊本大学  
附属病院の地域医療・総合診療実践学寄附講座にいる香田と申  
します。岡田先生には以前からお世話になっているご縁で今回  
ご紹介いただきました。私は、益城町の医療保険福祉に関して、  
益城町の避難所対策チームと一緒に活動していました。医療面  
での法的、政策的課題について一つ、情報提供をします。

災害時の医療活動で有名なのは厚生労働省のDMAT

(Disaster Medical Assistance Team)とそれと日本医師会のJMA  
AT (Japan Medical Association Team) 等があります。これ  
らは発災後すぐに現場に向かい、人命救助等に当たる組織です。  
これらの費用に関しては、今のところ災害救助法がどこまで費  
用支弁するか、というのが一つの問題になっています。基  
本的にDMATは、派遣ごとの経費はまず県が立替えますが  
災害救助法の適用になっています。JMATも同様に災害救助  
法の適用になります。

東日本大震災以降は災害救助法の所轄官庁が、厚生労働省か  
ら内閣府に代わったという話があります。熊本地震でそれが少  
し問題になっていて、私もまた聞きで正確な情報は言えないの  
ですが、ドクターヘリが災害救助法の費用支弁に当たるかどう  
かが議論になっていたようで、県の担当者が困っていたと聞き  
ました。救助法に記載がないのが原因だと思えます。

法的な部分とは少し逸れますが、私は益城町の避難所対策チー  
ムのお手伝いをしていましたが、避難所での法律的な問題に関  
しては益城町住民でもある司法書士の方にお願ひして、避難所  
に相談所を開設して法律的な問題等の相談に当たっていただき  
ました。今後、県弁護士会と各所の司法書士の方々が協働して  
避難所で相談事業をされるのも、政策的に意義があると思ひ、  
情報提供させていただきます。

岡田 どうもありがとうございます。今のご発言に関連し



て、パネラーから何かサセションなりがありましたら、いかがでしょうか。

**松村** 私が言ってもしょうがないのですが、特措法は率直なところ、どうしてだめだったのですか。

**村田** 私が言うと問題になるかもしれませんが、結局、東日本大震災でも、先ほど言われたように費用の問題になります。あまりにも大きな災害が続いてきて、阪神・淡路、そして東日本があり、その間に新潟とかいろいろありました。その比較が死者の数や被災家屋の数ということで、いろいろな議論がなされるわけですが、最終的には恒久法なり特別措置法を一つひとつ作っていくと、それが前例になり、それぐらいの規模の被災、災害が出ると、また必ずつくらないといけないとなります。

基本的には東日本大震災が超突出した災害として位置づけられている中で、次につながる法律は財務的にも、法律的にも踏み込まれていないのが、だいぶ言葉はやさしく言っていますが、それが実情だと思えます。それでも、とてつもない大きな額が、どんどん膨れ上がるということです。

他方、特別措置法ができなかったいろいろな思惑は、政治的レベルで非常に難しい面も確かにあります。結果的に熊本はできなかった。その代わり総理が、「何でもやってください。ちゃんとお金はつきます」と言われましたので、財務省は

それにあわせて、実質的にはつけます、ということをやりました。

しかし、これだけ災害が続いてくると、先ほどのDMAT、JMATの費用負担を含め、ドクターヘリのいろいろな問題を含め、曖昧にして次の災害に臨んでいる現実があります。もう次の備えに今回問題になったことが統一化され、正当化され、次のステップで災害があったときにはさらに変わっていくことが理想的だと思います。しかし、いわゆる財務面、それから法的な意味で個人のものに税金を投入できるかといった理屈あたりのところで、いま制度化までは踏み込まれていません。後に響かないように、債務負担にならないようにやっているのが現実だと、私は理解しています。

**鈴木** 私から、なぜ特措法ができなかったか。政治力学的に見た私なりの解釈です。特措法に残さない、法律に残さないことが政治資源としては非常に有効である。つまり、裁量の範囲を残すことにより、政治家あるいは中央官庁の、いわば影響力を行使できるわけです。実際、震災直後に参議院選挙がありました。したが、やはりその裁量が効くことにより、政治的な支持を集めることが可能となる。あるいは、中央官庁としての影響力を行使できる。

これは誰も言わないと思います。誰も言わないと思いますが、政治的に見た場合の「おいしさ」というようなところが本音の

ところでは働いている、穿った見方ですけれども、入っているのではないか。

**村田** 参議院選挙が控えていました。参議院選挙があつたがゆえに、国は絶対に失敗はできない面もあつたと思います。だから九〇万食のプッシュ型支援というビックリするような支援もありました。国が相当な力を入れておられたのは、私の実感としてはありました。逆に私どもは、そういうことも頭に置きながら行動したのは裏話としてはあります。

**岡田** ありがとうございます。まだいくつかご質問、ご意見等がありましたら、フロアから出していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

**庄野** こんにちは。今日は貴重なお話をありがとうございます。私は法学部三年で、先ほど深町先生の開会のお言葉でもありました。法学部公認サークル・志法会に所属している庄野智之と申します。今回の地震で、黒髪北キャンパスの体育館の避難所運営に携わっていました。そこで避難所運営のあり方について、現場の視点から皆さんにお話ししたいと思ひます。

私は当時志法会の正式な代表ではなかつたのですが、志法会員が武夫原グラウンドに避難してきたので、それを急きよまめて代表のような形になつたのちに、熊大黒髪避難所の運営本

部を立ち上げました。そこに関わつてしばらく運営したのちに、いったん落ち着き始めたら、中央区内の近隣の避難所の運営のお手伝いに行っていました。

私がまず考えるのが、先ほどの村田さんのお話でもあつたように、避難所の運営は避難者が主体となり、運営態勢を構築していくことがいちばん大事ではないかということです。避難所の中には、大勢の避難者さんと、それを運営する人と、あと派遣されてきた行政の職員と、施設の責任者など、いろいろなアクターがいて、それぞれの役割があると思ひます。

今回問題になつたのは、それぞれの役割があつた中で連携が不足して、結局どこのアクターも情報不足に陥つたのだと思ひます。避難所を長期で運営するときは人数の確認をしっかりして、それに応じた物資の把握が大事です。私が見たもので連携不足という点だと、例えば、運営のスタッフが人数を確認する一方で、行政の職員は行政の職員なりに数えていて、どちらも数えているような非効率なことをしていたことがありました。

また、他の避難所では、ずっと業者の職員が座っているだけというところもありました。そして、ある避難所では、2人ぐらい派遣されていて、片方の人は「一緒に運営をやつていきましよう」と言いますが、もう片方の人は「職員が関わると公平性にふれるから自分ではできない」と言うので、行政の職員さんが喧嘩をしていました。

また、熊大の避難者の中から、学生が役に立ちたいというこ

とで集まって本部を立ち上げていたのですが、結局、学生たちで回していったときに、どこまで判断していいかがよくわからず、判断できる大学の方との意思疎通不足もありました。連携不足があり、運営する側はそもそもどうやって運営したらいいかわからない。例えば避難所をいつまでやるべきかもわからないし、他の避難所の様子もわからない。行政は、避難所がそういう状態だったら正式な人数もわかっていないし、どんな物資が足りないかがわかっていない。たぶん、お互いに情報が不足していた状態だったと思います。そういうところで、先ほどおっしゃっていたように、SNSの情報の錯綜も起きていたと思います。

そこで私が思ったのは、行政の方々には徹底的な避難所の情報管理をしてほしいということです。避難所を運営するときに一緒にやるというよりは、災害対策本部と避難所のパイプ役に徹底してほしい。正式な人数や物資などの情報を上げ、各避難所の状況がどうなっているかを把握した上で物資を運んでくださると、物資が多すぎることもなくなっていくかと思いました。そのためには避難所の運営をどのようにしていけばいいかを、住民がわかかってないといけません。普段から「避難する場所はどこです」というだけではなく、避難所の中でどうあるべきなのかも、これから学べていけたらと思います。政府の中央防災会議が「避難所エキスパート（仮）」をつくり、地域の自治会などにそういった運営の方法を教える取り組みがいま挙がって

いるそうです。それはすごくいい取り組みだと思うので、その取り組みが浸透していけばいいと思います。

避難所の中は、まず自分のことは自分でやる「自助」が大事で、それだけでは難しいために「共助」の必要性が高まると思えます。避難所運営における「公助」は、「自助」「共助」の最大限のサポートであり、それは情報管理だと思えます。情報管理がうまくできたら、その協力態勢がもつとできるかと思えました。以上です。（拍手）

もう一点いいですか。私達志法会は、避難所の運営を、紫熊祭実行委員会さん、体育会さん、熊大生協組織部さん、教育学部生涯スポーツ福祉課程の方々、医学部保健学科看護学専攻の方々、その他学生ボランティア有志の方々と一緒にやってきました。現在、COC事業の先生方からご支援いただき、そのときの状況をまとめた記録集であり、今後災害時避難所運営をするにあたって参考にしていただけるような冊子をつくっています。当時の各学生団体のリーダー達が「416」という団地で集まっているのですが、これがまだ完成していなくて、今年度中にはできる予定です。できたものを皆さんに見ていただきたらうれしいと思います。

**村田** 素晴らしいお話を聞かせていただいたと思います。行政の職員も今回は大量に投入していますが、災害のプロの人間が行っているかという点、そうではありません。例えば内部的

な会計事務をやっている人、農政をやっている人、土木をやっている人、福祉をやっている人、もうあらゆる人間を動員して、それぞれに投入しているわけで、その訓練ができていくかという、そうではありません。いま言われたように、役割まで認識しているかという、なかなか難しいです。

ただ、そういう立場で役割を果たそうとやっています。確かに役割分担、本部の情報共有など、課題として整理していかないといけないと思います。

例が違うのですが、最近、県職員の使い方でも成功した事例では、鳥インフルエンザがあります。この前、南関町で十万羽の殺処分をやりましたが、あれは二年前に人吉球磨で一十一万羽の殺処分の経験があり、それほど時間が経っていません。経験が活かされた事例です。県庁に採用して間もない職員をはじめ、多くの一般職員をかき集め、真冬の寒い中にバスで連れていき、ニワトリ小屋に入って捕まえて袋に入れ、二酸化炭素を注入して殺して埋めます。もともと、ニワトリを触ったことがない人間が、鶏舎で動いているニワトリを捕まえていくのですが、想像以上に大変な作業です。特に、小さいニワトリはピピヨと鳴きますが、それが耳に残り、メンタルトレーニングをした例もあります。

そのときの真新しい記憶として、人吉球磨は七八時間かかったのですが、今回南関町の場合は、ニワトリの数はほぼ同じ程度だったにもかかわらず、四八時間で終わりました。しかし、

大変でした。消毒用の石灰がいっぱいの中で防護服を着て、呼吸も大変。防護服の隙間は全部ガムテープで巻いている状態で、あの寒い中で作業するのは、過酷な作業です。そのように経験が積み重なってくることは、行政としても非常に大事なことです。行政の経験の積み重ねとか、さらに突っ込んだ経験、訓練を検証課題の中で積み上げていき、また備える。備えていても、たぶん違うパターンの災害が来ると思います。しかし、備えないよりもいいことだろうと思います。

今、お話があつた学生さんのお話は、大変貴重です。県庁で、「熊大の法学部に来て、ちゃんと勉強しなきゃ」と言っておきますので、よろしくお願いします。

**岡田** どうもありがとうございました。もつとご質問をお受けして、パネラーとの間でやりとりができたかと思つていたところですが、なにぶん終わる予定の四時一〇分をすでに超えてしまつています。これから懇親会の場も用意しています。時間の許す方がいらつしやいましたら、そこでもご議論をしていただければと思います。

では、終わりにさせていただきます。コーディネートの方の不幸な事がありましたことを、どうかお許しただけだと思います。それでは、パネルディスカッションのパネラーの皆様、改めて拍手をお願いしたいと思います。(拍手)

付記

本稿は、二〇一七年一月二一日に熊本大学法学部・武夫原会共催で開かれたシンポジウム「熊本地震が提起する法的・政策的課題」における講演、パネルディスカッション、質疑応答をまとめたものである。文責は岡田にある。本稿が成り立つにあたっては、講演やパネラーをお引き受けくださった方々や質問されたフロアの方々から様々なお力添えを頂戴した。また、当日の内容を反訳して下さった法学セミナー編集部の皆様にも大変お世話になった。記して感謝の意を表したい。

なお、本稿の内容が要約されたものとして、特集「熊本震災」と法・政治」法学セミナー七四九号（二〇一七年）一九頁以下がある。併せて参照されたい。

岡田行雄

註

- (1) この小冊子「416」は現在完成しており、次のURLからダウンロード可能である。 [http://coc.kumamoto-u.ac.jp/archives/type\\_student/881](http://coc.kumamoto-u.ac.jp/archives/type_student/881)